

愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標

戦略目標	国別目標	主要行動目標	対応する愛知目標
戦略目標 A： 生物多様性の損失の根本原因に対処	A-1： 「生物多様性の社会における主流化」の達成　等	A-1-1：生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化 A-1-2：生物多様性等の経済的な評価などによる可視化の取組の推進 A-1-3：地方自治体における生物多様性地域戦略の策定や実践的な取組の促進 2013 年までに生物多様性地域戦略の策定の手引きの改定 A-1-4：生物多様性への配慮事項が盛り込まれた国・地方自治体の戦略・計画等の策定の促進、奨励措置による生物多様性への影響の考慮、生物多様性に配慮した奨励措置の実施 A-1-5：持続可能な事業活動のための方針の設定・公表とその実施の奨励	1 2 3 4
戦略目標 B： 生態系を悪化させる人為的圧力等の最小化に向けた取組を進め、持続可能な利用を推進	B-1： 自然生息地の損失速度及びその劣化・分断の顕著な減少	B-1-1：2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに損失速度や劣化・分断の状況把握のための手法、ベースラインの確立　等 B-1-2：2020 年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施　等 B-1-3：2015 年までに鳥獣保護法の施行状況の見直しの実施　等 B-1-4：鳥獣による農作物被害対策や森林被害対策の推進　等	5
	B-2： 生物多様性の保全を確保した農林水産業の持続的な実施	B-2-1：持続的な農業生産の維持や生産基盤の管理といった生産関連活動と生物多様性の保全を両立させる取組の促進 B-2-2：森林の多面的機能の持続的発揮、森林のモニタリング調査の推進　等 B-2-3：持続的な漁業と生物多様性の保全を両立させる取組の促進　等 B-2-4：自然と共生した里海づくりの取組の実施	6 7
	B-3： 窒素やリン等による汚染状況の改善、水生生物等の保全と生産性の向上、水質と生息環境の維持　等	B-3-1：流域からの栄養塩類・有機汚濁物質の削減、2015 年 3 月までに第 7 次水質総量削減の実施 B-3-2：2014 年までに水生生物の保全のための下層 D0 及び水生植物の保全のための透明度についての環境基準化の検討　等 B-3-3：生息環境を維持するための管理方策の確立に向けた調査研究の実施	8
	B-4： 外来生物法の施行状況の検討結果を踏まえた侵略的外来種の特定、定着経路情報の整備、防除の優先度の整理、防除の計画的推進　等	B-4-1：2014 年までに侵略的外来種リストの作成、定着経路の情報整備　等 B-4-2：2014 年までに防除の優先度の考え方の整理、計画的な防除等の推進、「外来種被害防止行動計画（仮称）」の策定 B-4-3：優先度の高い侵略的外来種の制御・根絶、これらの取組を通じた希少種の生息状況や本来の生態系の回復の促進	9
	B-5： 人為的圧力等の最小化に向けた取組の推進	B-5-1：2013 年までにサンゴ礁、藻場、干潟、島嶼、亜高山・高山地域等の気候変動に脆弱な生態系に対する人為的圧力等の特定、2015 年までに人為的圧力等の生態学的許容値の設定と許容値達成のための取組の実施	10
戦略目標 C： 生態系、種、遺伝子の多様性を保全することによる生物多様性の状況の改善	C-1： 陸域等の 17%、海域等の 10%の適切な保全・管理	C-1-1：2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに保全・管理の状況把握のための手法、ベースライン、現状の整理 C-1-2：生物多様性の保全に寄与する地域の指定についての検討と保全・管理の推進 C-1-3：広域レベルにおける生態系ネットワークの方策の検討とその形成の推進　等 C-1-4：2014 年までに重要海域の抽出、保全の必要性及び方法の検討	11
	C-2： 絶滅危惧種の絶滅防止と作物、家畜等の遺伝子の多様性の維持　等	C-2-1：絶滅危惧種に係る知見の集積、レッドリストの整備と定期的な見直し　等 C-2-2：国内希少野生動植物種の指定、保護増殖の取組の推進　等 C-2-3：絶滅危惧種の絶滅・減少の防止のための生息・生育環境の整備の推進　等 C-2-4：トキ、ツシマヤマネコ等の生息域外保全や野生復帰の推進　等 C-2-5：植物遺伝資源保全に関する保全ネットワークの構築　等	12 13
戦略目標 D： 生物多様性及び生態系サービスから得られる恩恵の強化	D-1： 生態系の保全と回復を通じた生物多様性・生態系サービスから得られる恩恵の国内外における強化　等	D-1-1：持続的な森林経営の確立、多様で健全な森林の整備・保全の推進　等 D-1-2：農業の持続的な営みを通じた農村環境の保全・利用と地域資源の活用　等 D-1-3：SATOYAMA イニシアティブの国内外における推進 D-1-4：2013 年までの三陸復興国立公園の指定、海岸防災林の復旧・再生の推進　等 D-1-5：自然と共生した里海づくりの取組の実施 D-1-6：生物圏保存地域（ユネスコエコパーク）を活用した新たな施策展開の検討	14
	D-2： 劣化した生態系の 15%以上の回復等による気候変動の緩和と適応への貢献	D-2-1：2014 年又は 2015 年初頭に予定されている愛知目標の中間評価までに生態系の保全・回復の状況把握のための手法、ベースラインの確立　等 D-2-2：生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進 D-2-3：森林施業の適切な実施等の森林吸収源対策の推進、緑の回廊の設定　等	15
	D-3： 名古屋議定書の締結と国内措置の実施	D-3-1：可能な限り早期に名古屋議定書を締結、遅くとも 2015 年までに遺伝資源の利用を監視するためのチェックポイントの設置・普及啓発等の実施による名古屋議定書の義務の着実な実施 D-3-2：地球環境ファシリティー（GEF）や名古屋議定書実施基金等を通じた議定書の締結を目指す途上国への支援の促進	16
戦略目標 E： 生物多様性国家戦略に基づく施策の着実な推進、その基礎となる科学的基盤の強化、生物多様性分野における能力構築の推進	E-1： 生物多様性国家戦略に基づく施策の推進　等	E-1-1：必要に応じ 2015 年から 2016 年にかけて生物多様性国家戦略の見直しの実施 E-1-2：地球環境ファシリティー（GEF）や生物多様性日本基金等を活用した世界全体での個別目標 17 の達成への貢献	17
	E-2： 伝統的知識等の尊重、科学的基盤の強化、科学と政策の結びつきの強化、愛知目標の達成に向けた必要な資源（資金、人的資源、技術等）の効果的・効率的動員	E-2-1：伝統的生活文化の知恵や資源利用技術の再評価、継承・活用の促進 E-2-2：自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上　等 E-2-3：海洋生物・生態系に関する科学的知見の充実 E-2-4：生物多様性に関する総合的な評価の実施、わが国の国別目標の中間評価 E-2-5：IPBES への積極的な参加・貢献、国内体制の整備 E-2-6：わが国における資源動員状況の把握及び生物多様性条約事務局への報告体制の整備	18 19 20

※国別目標の目標年は B-5,D-3,E-1 が 2015 年、それ以外の国別目標は 2020 年。主要行動目標の目標年は年が未記載の場合、国別目標の目標年に同じ。

愛知目標 (仮訳)

戦略目標A. 各政府と各社会において生物多様性を主流化することにより、生物多様性の損失の根本原因に対処する。	
目標 1	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値と、それを保全し持続可能に利用するために可能な行動を、人々が認識する。
目標 2	遅くとも 2020 年までに、生物多様性の価値が、国と地方の開発・貧困解消のための戦略及び計画プロセスに統合され、適切な場合には国家勘定、また報告制度に組み込まれている。
目標 3	遅くとも 2020 年までに、条約その他の国際的義務に整合し調和するかたちで、国内の社会経済状況を考慮しつつ、負の影響を最小化又は回避するために生物多様性に有害な奨励措置(補助金を含む)が廃止され、あるいは段階的に廃止され、又は改革され、また、生物多様性の保全及び持続可能な利用のための正の奨励措置が策定され、適用される。
目標 4	遅くとも 2020 年までに、政府、ビジネス及びあらゆるレベルの関係者が、持続可能な生産及び消費のための計画を達成するための行動を行い、又はそのための計画を実施しており、また自然資源の利用の影響を生態学的限界の十分安全な範囲内に抑える。
戦略目標B. 生物多様性への直接的な圧力を減少させ、持続可能な利用を促進する。	
目標 5	2020 年までに、森林を含む自然生息地の損失の速度が少なくとも半減、また可能な場合には零に近づき、また、それらの生息地の劣化と分断が顕著に減少する。
目標 6	2020 年までに、すべての魚類、無脊椎動物の資源と水生植物が持続的かつ法律に沿ってかつ生態系を基盤とするアプローチを適用して管理、収穫され、それによって過剰漁獲を避け、回復計画や対策が枯渇した種に対して実施され、絶滅危惧種や脆弱な生態系に対する漁業の深刻な影響をなくし、資源、種、生態系への漁業の影響を生態学的な安全の限界の範囲内に抑えられる。
目標 7	2020 年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。
目標 8	2020 年までに、過剰栄養などによる汚染が、生態系機能と生物多様性に有害とならない水準まで抑えられる。
目標 9	2020 年までに、侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される、また、侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる。
目標 10	2015 年までに、気候変動又は海洋酸性化により影響を受けるサンゴ礁その他の脆弱な生態系について、その生態系を悪化させる複合的な人為的圧力を最小化し、その健全性と機能を維持する。

戦略目標C. 生態系、種及び遺伝子の多様性を守ることにより、生物多様性の状況を改善する。	
目標 11	2020 年までに、少なくとも陸域及び内陸水域の 17%、また沿岸域及び海域の 10%、特に、生物多様性と生態系サービスに特別に重要な地域が、効果的、衡平に管理され、かつ生態学的に代表的な良く連結された保護地域システムやその他の効果的な地域をベースとする手段を通じて保全され、また、より広域の陸上景観又は海洋景観に統合される。
目標 12	2020 年までに、既知の絶滅危惧種の絶滅が防止され、また特に減少している種に対する保全状況の改善が達成、維持される。
目標 13	2020 年までに、社会経済的、文化的に貴重な種を含む作物、家畜及びその野生近縁種の遺伝子の多様性が維持され、その遺伝資源の流出を最小化し、遺伝子の多様性を保護するための戦略が策定され、実施される。
戦略目標D. 生物多様性及び生態系サービスから得られる全ての人のための恩恵を強化する。	
目標 14	2020 年までに、生態系が水に関連するものを含む基本的なサービスを提供し、人の健康、生活、福利に貢献し、回復及び保全され、その際には女性、先住民、地域社会、貧困層及び弱者のニーズが考慮される。
目標 15	2020 年までに、劣化した生態系の少なくとも 15%以上の回復を含む生態系の保全と回復を通じ、生態系の回復力及び二酸化炭素の貯蔵に対する生物多様性の貢献が強化され、それが気候変動の緩和と適応及び砂漠化対処に貢献する。
目標 16	2015 年までに、遺伝資源へのアクセスとその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が、国内法制度に従って施行され、運用される。
戦略目標E. 参加型計画立案、知識管理と能力開発を通じて実施を強化する。	
目標 17	2015 年までに、各締約国が、効果的で、参加型の改訂生物多様性国家戦略及び行動計画を策定し、政策手段として採用し、実施している。
目標 18	2020 年までに、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する先住民と地域社会の伝統的知識、工夫、慣行及び生物資源の慣習的な利用が、国内法と関連する国際的義務に従って尊重され、生物多様性条約の実施において、先住民と地域社会の完全かつ効果的な参加のもとに、あらゆるレベルで、完全に統合され、反映される。
目標 19	2020 年までに、生物多様性、その価値や機能、その現状や傾向、その損失の結果に関連する知識、科学的基礎及び技術が向上し、広く共有され、移転され、適用される。
目標 20	遅くとも 2020 年までに、2011 年から 2020 年までの戦略計画の効果的実施のための、全ての資金源からの、また資源動員戦略における統合、合意されたプロセスに基づく資金動員が、現在のレベルから顕著に増加すべきである。この目標は、締約国により策定、報告される資源のニーズアセスメントによって変更される可能性がある。